

65歳以上のかたの 介護保険料が一部変更になります

令和元年10月に消費税が10%に引き上げられたことに伴い、令和元年度の介護保険料の一部を軽減していました。令和2年度の介護保険料においては、さらに下記のとおり軽減を強化します。

今回の変更は、第1段階から第3段階のかたで、第4段階から第9段階のかたの保険料に変更はありません。

段階	対象者	保険料年額	
		変更前	変更後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けているかた 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けているかた 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた 	23,850円	19,080円 (△4,770円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下のかた 	39,750円	31,800円 (△7,950円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超のかた 	46,110円	44,520円 (△1,590円)

※ 老齢福祉年金

大正5年(1916年)4月1日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受給している年金です。

※ 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの控除をする前の金額です。

また、土地などの売却などに係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366

「家族が認知症で心配」「高齢で見守りが必要」なかたへ

認知症の症状のあるかたや高齢者で見守りの必要があるかたを対象に、登録番号の入ったキーホルダーとシールを配布します。

登録番号がついたキーホルダーやシールを身につけることで、緊急時に速やかに身元を確認し、緊急連絡先(親族など)につなげることができます。

「詳しく知りたい」「配布を希望する」というかたは、地域包括支援センターまでご連絡ください。



▲高齢者見守りキーホルダー・シール事業ホームページQRコード



問合せ＝保健センター 包括支援係 ☎76-1325

7月から 令和2年度の国民年金保険料免除申請の 受付が始まります



経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難な場合、申請して承認されると保険料が免除されます。未納のままにせず保険料免除制度をご利用ください。

【制度について】

- 免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年中の所得が、それぞれ免除基準以下であることが条件となります。申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
- 天災や失業などの理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書などを添えてください。
- 原則、申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により翌年の申請手続きを省略することができます。
- 納付猶予は、本人が50歳になる前の月までは申請ができます。

【申請方法】

◎申請場所

住民福祉課 保険年金係、または熊谷年金事務所

◎持参するもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 失業したかたは雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などの写し
- 学生の場合は学生証(コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には表面と裏面両方のコピー)または在学証明書

【免除の対象となる所得(収入)の目安】

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円	162万円
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円	92万円
扶養なし	57万円	93万円	141万円	189万円	57万円

※所得とは収入から必要経費に相当する金額を控除した額

申請はお早めに

保険料の納付期限から2年を経過していない期間についても、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。

なお、免除などの申請が遅れると、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366